

寝屋川市パブリック・コメント手続要綱と考え方

(目的)

第1条 この要綱は、寝屋川市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民等の市政への参画を促進するため、パブリック・コメント手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

【考え方】

寝屋川市ではこれまでも、それぞれの政策についてパブリック・コメント手続を実施してきましたが、方法などが統一されていませんでした。このたび、市民の市政への参画の手段の一つとして、この手続のしくみを市の共通のルールとして定めることにより、市が政策を決定するにあたり、公正の確保と透明性の向上を図ります。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント手続 寝屋川市の基本的な政策等の策定、改定又は廃止（以下「策定等」という。）に当たり、その政策等の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見、情報及び専門的知識（以下「意見等」という。）を募り、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する寝屋川市の考え方を公表し、市民等の多様な意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 寝屋川市の区域内に住所を有する者
 - イ 寝屋川市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 寝屋川市の区域内に存する学校に在学する者
 - エ 寝屋川市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - オ 寝屋川市の市税の納税義務を有する者
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する者
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者をいう。

【考え方】

- ① 制度の名前は、この手続が十分に効果をあげることができるよう、制度の内容を正確かつ端的に表現できる語とします。「パブリック・コメント手続」が一般的な呼び方として定まりつつあることをふまえ、「パブリック・コメント手続要綱」とします。
- ② 「意見等」の提出にはその政策に関係する有益な「情報」や「専門的知識」の提供を含みます。
- ③ 本来的に市がその行政活動について説明する責任があるのは、市民に対してであり、行政活動に要する経費を負担するのも納税者であることから、この制度の目的からも、参加を積極的に求めるべき範囲を明らかにしておく必要があるため、市民等の範囲を限定して

います。

- ④ 「パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する者」とは、市内に拠点となる事業所や事務所がなくても、建築・開発行為など市内でさまざまな事業活動を営む事業者や、福祉や環境などさまざまな分野においてボランティア活動や公益活動をしている団体、さらには市内の学校に子どもを通学させている保護者などを想定しています。
- ⑤ 「実施機関」とは、寝屋川市情報公開条例第2条1号に規定する実施機関から、議会を除いた全ての機関をいいます。

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる政策等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる計画・指針等

ア 総合計画等寝屋川市の基本的な政策を定める計画、指針等

イ 個別行政分野において広く市民生活に影響を及ぼす基本的な施策を定める計画、指針等

(2) 次に掲げる条例

ア 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例

イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的に照らし、実施機関が、パブリック・コメント手続を行う必要があると認めたもの

(適用除外)

第4条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメント手続を行わないことができる。ただし、第1号に該当するものとしてパブリック・コメント手続を行わないこととしたものについては、その行わない理由を公表するものとする。

(1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提案するもの

(3) 法令等により、縦覧、意見の提出その他パブリック・コメント手続に準じる手続が行われるもの

(4) 実施機関の附属機関等がパブリック・コメント手続に準じる手続を経て作成した報告、答申等に基づいて最終的な意思決定が行われるもの

【考え方】

- ① 第3条第1号に掲げる「計画・指針等」とは、総合計画、総合計画に位置づけられた主な個別計画及びこれらに準じる計画等、地域社会全体に影響が及ぶような、将来の市の施策展開の基本方針や進むべき方向その他基本的な事項を定める計画等のことをいい、構想、計画、指針等その名称を問いません。

なお、国及び府の計画等との整合を図るため、策定に関しての市の裁量の余地がないものは含みません。また、特定の地域を対象とする計画、個々の施設の整備計画、イベントの実施計画、道路、河川等の整備計画など事業実施計画的なものについては、成熟

度が高く、実行プログラム・予算配分的なものでもあることから、その前段の基本計画等の方針策定段階でこの手続を実施することが望ましいと考えています。

- ② 「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」とは、行政手続条例、情報公開条例等のように市政全般における基本理念、方針や、市政を推進する上で共通の制度を定めるものをいいます。
- ③ 市民に義務を課し、または権利を制限する場合は、地方自治法第 14 条第 2 項の規定により、条例によることとされており、本制度の対象としています。行政内部にのみ適用される条例等については、この手続の対象としては定めていません。
- ④ 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収については、地方自治法第 74 条においても直接請求の対象とされていないことから、同法規定の趣旨に準じ、この要綱においても、この手続の対象としては定めていません。
- ⑤ 適用除外規定における「迅速性若しくは緊急性を要するもの」とは、市民等の生命や健康を守るために緊急に条例案を議会に上程しなければならない場合等、この手続に要する経過時間中にその効果が損なわれるなどの理由でこの手続を経る暇がない場合をいい、「軽微なもの」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないものをいい、これらを、最低限の例外として規定しています。これらに該当するものについては、この手続を経ない理由を公表するものとします。
- ⑥ 直接請求により提出された条例案は、地方自治法第 74 条第 3 項の規定により、実施機関が修正することができないため、この手続の対象としては定めていません。
- ⑦ 政策等の策定、規制・制度の制定等に関し、法令等により、公告、縦覧や意見提出、公聴会開催等の手続が定められているもの等については、費用対効果や効率性の観点から、この手続の対象としては定めていません。

例えば、都市計画の決定については、都市計画法により都市計画案の作成時に公聴会等を開催すること、また都市計画案を 2 週間縦覧しその案に対して市民等から提出された意見書をもとに都市計画審議会で審議することが規定されています。

- ⑧ 「附属機関等」としては、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づいて設置された附属機関や、規則、要綱等により設置された附属機関に準じる機関等を想定しています。附属機関等がこの制度に準じる手続を経て策定した答申等を受けて市が意思決定を行う場合には、費用対効果や効率性の観点から、この手続の対象としては定めていません。

(政策等の案の公表等)

- 第 5 条 実施機関は、政策等の策定等をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、政策等の案を公表しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次の各号に掲げる資料を公表するものとする。
 - (1) 当該政策等の趣旨、目的、背景等
 - (2) 当該政策等の案の概要
 - (3) 当該政策等の案を理解するために必要な関連資料
 - 3 実施機関は、前項の規定による公表の際には、政策等の案に対する意見等の提出方法、提出先、提出期限、提出のあった意見等の処理方法及び問合せ先を同時に公表しなければ

ならない。

- 4 前3項の規定による公表の手段は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 政策等の案の担当課等での閲覧又は配付
 - (2) 市民情報コーナーでの閲覧又は配付
 - (3) 寝屋川市のホームページへの掲示
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、必要に応じた方法
- 5 実施機関は、政策等の案及び資料を公表する前に、次の各号に掲げる事項を広報紙に掲載するものとする。
 - (1) 政策等の案の名称
 - (2) 政策等の案の概要
 - (3) 政策等の案に対する意見等の提出期間
 - (4) 政策等の案及び資料の入手方法

【考え方】

- ① 公表は最終的な意思決定を行う前に実施するものとします。これは、意見募集を複数回数行くと、1回目の段階では意見がなく市民の合意を得られていたと思われていた箇所について、2回目以降その事項を修正する場合が生じたり、1回目の意見募集時に修正した箇所を、別の理由で再修正する場合が生じたりする可能性があり、この制度を混乱させてしまう恐れがあるためです。

この制度に基づかない意見募集は、1回に限らず自由に行えますが、意見募集時に、募集目的や意見の取扱いを明確にし、「アンケート」という名称を用いるなど、本制度と混同されないようにしておく必要があります。

また、政策等の構想の形成段階において市民の意見を幅広く取り込む機会を設け、政策等に反映させるための市民参加の方法としては、アンケートの他にも、公聴会、ワークショップ等が考えられます。

- ② 条例案や議会の議決を要するものは、議会提案前にこの手続を実施します。
- ③ 条例案であれば、条例に規定する重要項目について、その内容を分かりやすく示した説明文を公表するものとします。

「当該政策等の案を理解するために必要な関連資料」の例は次のとおりです。

- (1) 根拠法令
 - (2) 計画等の策定又は改廃にあたっては、上位の計画等の概要
 - (3) 対象政策等の実施により生じることが予測される影響または効果の程度及び範囲
 - (4) その他必要な資料
- ④ 政策等の案を公表する際には、政策等に対する意見があった場合、その意見を提出する先を明らかにしておく義務があります。なお、意見の提出先や問合せ先は担当課となります。
 - ⑤ 担当課、市民情報コーナーでは、資料一式を閲覧できるようにします。この他にも、図書館、各シティ・ステーション等での閲覧、報道機関への発表などの多様な方法での周知に努めることとします。
 - ⑥ 広報への掲載は、政策案等の公表前に行いますが、緊急でやむを得ない場合には、広報掲載日と公表開始日を同日とすることがあります。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、意見等の提出を受けるために、政策等の案を公表した日から1か月の期間を設けなければならない。ただし、1か月の期間を設けることができない場合は、当該期間を短縮することができる。

2 前項に規定する意見等の提出方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便・宅配便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 実施機関は、意見等を提出する市民等に対しては、住所、氏名等、当該意見等を提出した者を特定できる事項を明記するよう求めるものとする。

【考え方】

- ① 意見等の提出期間は1か月を原則とします。ただし、提出期間に年末年始を含む場合は、6日間の期間延長をします。緊急のためこの期間をどうしても確保できないときは、市民が意見等を提出するために必要な時間を十分確保した上で、その政策等の案等の重要度や政策決定を行うまでのスケジュールを考慮し、適宜定めることができます。
なお、その場合は少なくとも20日以上とします。
- ② 意見の提出方法については、提出された意見を明確に把握し、この手続が十分に効果をあげることができるよう、記録が可能な方法とします。規定しているどの方法でも意見が提出できるように配慮するものとします。また、点字による提出も受け付けます。
- ③ 電話など口頭による意見の申出については、その場で書面による提出を求めることとします。高齢や障害などの理由により、指定された方法でもって意見を提出することが困難であると実施機関が認めた方に対しても、適切に対応します。
- ④ 公聴会による意見聴取は、意見の把握や個人の特定が困難な場合があり、言いつばなしに終わってしまうおそれがあり、パブリック・コメント手続としての実効性が確保できないため、意見提出方法の一つとしては定めておりません。なお、政策により、この手続に加えて公聴会を開催することもあります。
- ⑤ 意見提出者に住所、氏名等を明記していただくのは、意見に責任を持っていただくとともに、意見の内容を改めて確認することが必要な場合が想定されるためです。記名のない意見には、応答する義務が生じないものとします。住所、氏名等の個人情報については、寝屋川市個人情報保護条例に基づいて適切に扱います。
- ⑥ 提出された意見の原文について、寝屋川市情報公開条例に基づき開示請求がされた場合には、同条例第6条に規定する不開示情報に該当するものを除いて開示します。提出者が個人である場合、その氏名等を開示することはありませんが、団体名で意見が提出された場合は、団体名、代表者名等を原則開示します。
- ⑦ 長文の意見が提出された場合には、その趣旨を求めることができることとします。

(最終的な意思決定に当たっての意見等の考慮)

第7条 実施機関は、政策等の最終的な意思決定に当たっては、前条の規定により提出された意見等を十分に考慮するものとする。

2 実施機関は、政策等の最終的な意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する寝屋川市の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容及びその理由を公表しなければならない。ただし、公表すべき事項に寝屋川市情報公開条例(平成9年寝屋川市条例第9号)第6条に規定する不開示情報に該当するものが含まれている場合は、当該事項は、公表しない。

3 第5条第4項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

【考え方】

- ① 市は、提出された意見を必ず採り入れるということではなく、提出された意見等について、政策等の趣旨・目的に照らしあわせて十分検討した上で判断し、政策等に盛り込めるものはできるだけ盛り込むように努め、また、盛り込めない意見等についても、それに対する市の考え方を公表するというのがこの制度の趣旨です。
- ② 本制度は、いわゆる住民投票ではなく、政策等の素案の賛否を問うためのものではありません。賛否の結論を示しただけの意見に対しては、市の考え方を示さない場合がありますが、そのような意見があったことは、数字で示すなどの方法で公表します。
- ③ 類似の意見が多数あった場合は、行政コストや事務の効率の点から考えて、類似する意見を集約するなど整理・工夫をして公表します。なお、制度の趣旨により、提出された意見に対する本人あての個別回答はいたしません。
- ④ 市の考え方を示すにあたっては、市民にとってわかりやすい表現に努めます。
- ⑤ 意見等は公表が原則ですが、個人又は法人等の権利利益を害する情報等のような、公表することが不適当な情報が含まれていると判断された事項については、その全部又は一部を公表しないことがあります。
- ⑥ 意見等の概要を公表する際、氏名等をあわせて公表する場合には、公表することをあらかじめ明らかにし、予告がなければ提出された意見や情報について提出者の氏名等を公表することはありません。また、公表の予告があっても氏名等の公表を希望しない場合には、意見の提出の時にそのことを付記してもらうこととします。ただし、統計としてとりまとめた形で意見等を公表することや、傾向として述べることは想定されます。
- ⑦ 「意見等の概要」「寝屋川市の考え方」は、政策等の案等と同様の方法で、原則として1年間公表するものとします。

(一覧表の作成)

第8条 実施機関は、パブリック・コメント手続に当たっては、その実施する案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により常時市民等に情報提供するものとする。

【考え方】

この手続の実施を予定している案件、手続中の案件、手続の終了した案件について、ホームページ上の一覧表において常時情報提供します。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、この要綱を担当する部長が定める。

【考え方】

この要綱のほか、制度の実施について必要な事項は、パブリック・コメント手続担当部長が別に定めることとします。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後にパブリック・コメント手続を行う政策等について適用し、同日前に最終的な意思決定を行った政策等及び最終的な意思決定を行っていない政策等で市民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この要綱の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月7日から施行する。

【考え方】

この手続をスムーズに導入するため、この要綱の施行の際、すでに政策の決定を行っている場合や、政策の決定を目前に控え、この手続を実施する時間がとれない場合、スケジュール等に配慮し、本制度の規定は適用しないことができますが、可能な範囲においてはこの手続に準じた手続を実施することとします。